

選択的夫婦別氏制度の導入に向けて民法の改正を求める意見書

2018年2月に内閣府が公表した世論調査では、夫婦同氏か夫婦別氏かを選択できる選択的夫婦別氏制度の導入に賛成・容認と答えた国民は66.9%となり、反対の29.3%を大きく上回った。

2020年10月の早稲田大学法学部の棚村政行研究室と選択的夫婦別姓・全国陳情アクションによる47都道府県「選択的夫婦別姓」意識調査によれば、夫婦同姓・別姓選択制に賛成70.6%、反対が14.4%となっている。夫婦同氏制は日本のみである。

2015年12月に最高裁判所は、夫婦同氏規定を合憲としつつも、婚姻に伴う改姓が一定の不利益を生じる可能性を認め、「制度の在り方は、国会で論じられ、判断されるべき事柄」であると指摘している。

女性の社会進出や家族の多様化が進む中、改姓によって、これまで築き上げたキャリアに分断が生じる例や、結婚を諦めやむを得ず事実婚を選択することで不利益を被る人がいることも事実である。

これらのことから、個人の人格権を尊重するとともに多様性を認める、選択的夫婦別氏制度の導入が必要であると考え、国に対し民法の改正を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月20日

京都府精華町議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣